

# 高齢の方へのサービスのご案内

区では、高齢の方が、いきいきと安心して暮らすことができるよう、各種サービスの充実に努めています。現在実施している高齢者福祉事業など、各種サービスの内容をご紹介します。

## ◆◆◆◆◆介護が必要な方へのサービス◆◆◆◆◆

**要介護・要支援と認定された方** 介護保険では給付されないサービスについて、また、介護保険だけでは量的に不足する方のために、区独自の各種サービスを実施しています。

### ●介護保険給付の種類を補うサービス●

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
紙おむつ等支給 要介護2以上の在宅および介護保険施設以外の入院(所)者で、常時寝たきりまたは認知症により、失禁状態にあり、おむつが必要な方	(1)紙おむつ支給(在宅の方) 4タイプ35種類から必要量を組み合わせて選択(1カ月4,000円以上7,000円以下) ◎費用負担 原則おおむね1割(低所得世帯に軽減措置あり) (2)おむつ代助成(区支給おむつの持ち込みができない病院に入院(所)している方) 1カ月7,000円を限度	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355
ふとん乾燥・丸洗いサービス 要介護2以上の常時寝たきりの方	①または②のいずれかを選択 ①ふとん乾燥 毎月1回 ②丸洗い年1回(12月)、水洗い年1回(5月)、ふとん乾燥 5月・12月を除く月1回 ◎費用負担 原則1割(低所得世帯に軽減措置あり)	
理美容サービス 要介護2以上の常時寝たきりまたは認知症の方	理容・美容師の出張サービス 年6枚を限度に利用券を交付 ◎費用負担 原則1割(低所得世帯に軽減措置あり)	
徘徊高齢者探索システム費用助成 認知症による徘徊のある方を在宅で介護している方	探索システム利用料の一部助成 ◎費用負担 申込金、月額基本料の1割	
一般寝台(高さ調節機能付)の貸与 住民税非課税世帯の方で要支援1・2、要介護1の立ち上がりが困難な方	高さ調節ができる一般寝台の貸与費用の助成 貸与費用の上限額は月額3,000円 ◎費用負担 原則1割(生活保護世帯は無料)	
リフト付ハイヤー 寝たきりの方や歩行困難な方で日常車いすを利用している方	リフト付ハイヤー利用料(初乗料金)の助成 原則 月4枚の利用券を交付	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎(3546)5697
高齢者食事サービス 要支援・要介護の認定を受けたひとり暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯のいずれかに該当する65歳以上の方で、身体状況などにより調理が十分にできない方	昼食・夕食を配達 ◎費用負担 1食につき、普通食410円、エネルギー調整食615円、たんぱく質調整食667円	中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 ☎(3206)0603

### ●介護保険給付の量を補うサービス●

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
生活援助サービス(ホームヘルプサービス) ひとり暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯などの方	生活援助 週4回以内(ただし、介護保険を支給限度額まで使っていること) ◎費用負担 原則1割または2割(低所得世帯に軽減措置あり)	介護保険課 介護給付係 ☎(3546)5377
院内介助サービス(ホームヘルプサービス) ひとり暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯などの方	医療機関受診時の院内での待ち時間における付き添い 週4時間以内(ただし原則として、介護保険を支給限度額まで使っていること) ◎費用負担 原則30分150円または299円(低所得世帯に軽減措置あり)	
在宅支援入浴サービス(訪問入浴サービス) 要介護2以上の常時寝たきりで、入浴が全介助の方	巡回入浴車による入浴介助 介護保険と合わせて週1回を限度(ただし、介護保険を支給限度額まで使っていること) ◎費用負担 原則1割または2割(低所得世帯に軽減措置あり)	
住宅設備改善給付 身体機能が低下しており、住宅設備の改善が特に必要な方	(1)浴槽・流し・洗面台などの取り換えおよび付帯工事 (2)便器の洋式化および付帯工事 (3)階段昇降機の設置(直線型・曲線型) ◎給付限度額および費用負担は種類によって異なります。	介護保険課 地域支援係 ☎(3546)5379
緊急生活支援宿泊サービス(緊急ショートステイ) 介護者の急病や親族の葬儀などで介護が受けられない方 介護者の疲労が著しいため、介護が受けられない方	原則1週間 ◎費用負担 1日2,810円(低所得世帯に軽減措置あり) ◎8月1日(土)から所得に応じて費用負担額の改定が予定されています。	
在宅療養支援訪問看護 医療保険・介護保険などの訪問看護を利用していない方 介護保険のケアプランに訪問看護が組み入れられていない方 病院退院時または外泊時に医療保険・介護保険などの訪問看護が利用できない方	療養上の相談・医療的ケアの指導など 1人につき2回まで ◎費用負担 なし	

### ●在宅介護を支援するためのサービス●

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
おとしより介護応援手当 要介護3以上の65歳以上の方で区に6カ月以上居住し、寝たきりまたは認知症の状態が3カ月以上継続している方(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者は除く)	区内の自宅で在宅介護を受けている方(医療機関に入院中の方を含む)に支給 月額20,000円(3カ月ごとに支給) ただし、重度心身障害者手当受給者は月額10,000円	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355
介護者慰労 区に6カ月以上居住し、要介護2以上の寝たきりまたは認知症の方を在宅で常時介護している方	区内の自宅で家族を在宅介護している方に食事券、マッサージ券、旅行券を10,000円を単位として、合計30,000円を限度に年1回支給	
介護者交流会 在宅で要介護高齢者を介護している方	介護者同士の交流および介護者の心身の負担軽減を図るために、講習会などを年6回開催 ◎費用負担 実施内容により材料費などの自己負担あり	中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 ☎(3206)0603

**自立と認定された方** 介護保険の対象とならない自立と認定された方にもさまざまなサービスがあります。

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
住宅設備改善給付 身体機能が低下しており、住宅設備の改善が特に必要な方	(1)手すり取り付け、段差解消、すべり防止床材への変更、引き戸への扉変更工事など (2)浴槽・流し・洗面台などの取り換えおよび付帯工事 (3)便器の洋式化および付帯工事 ◎給付限度額および費用負担は種類によって異なります。	介護保険課 介護給付係 ☎(3546)5377
高齢者生きがいデイルーム おおむね60歳以上で、虚弱や閉じこもりがちの方、自立または要支援で介護予防や認知症予防のために必要と認められる方	趣味活動・食事・送迎など週2回以内 ◎費用負担 1日 1,000円程度	高齢者福祉課 高齢者福祉係 ☎(3546)5334

**介護に関する相談** 保健・福祉サービスの案内や介護の相談に応じます。

	相談窓口	電話番号	相談日	利用時間	
介護保険や高齢者の福祉サービスの相談	おとしより相談コーナー (区役所4階 介護保険課)	☎(3546)5379	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	
	京橋おとしより相談センター (リハポート明石等複合施設内)	☎(3545)1107			
	日本橋おとしより相談センター (十思スクエア内)	☎(3665)3547	月～土曜日	午前9時～午後6時	
	月島おとしより相談センター (月島区民センター内)	☎(3531)1005			
保健福祉の相談	保健福祉相談コーナー	中央区保健所	月～金曜日	午前9時～午後5時	
		日本橋保健センター			☎(3661)3515
		月島保健センター			☎(5560)0765

◆◆◆◆◆ 介護予防のサービス ◆◆◆◆◆

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
訪問指導 65歳以上の虚弱な方	体力の低下や健康面について不安を感じている方のご自宅に保健師が訪問し、介護予防や日常生活上の看護指導を行います。	介護保険課 地域支援係 ☎(3546)5695
はつらつ健康教室 要支援・要介護認定は受けていないが生活機能が低下している方	自宅でできる体操を中心に口腔・栄養改善につながるミニ講習会(一部マシントレーニングを含む) 週1回3カ月 最長6カ月まで継続可 会場：いきいき桜川(桜川敬老館)、浜町高齢者トレーニングルーム、ケアプラザあいおい、マイホームはるみ ◎日程などは「区のおしらせ 中央」(8月1日号、11月1日号、2月1日号)に掲載予定	おとしより相談センター 京 橋☎(3545)1107 日本橋☎(3665)3547 月 島☎(3531)1005
訪問健康づくり事業 要支援・要介護認定は受けていないが生活機能が低下している方	保健師がご自宅を訪問し、生活機能に関する相談・指導を行います。	
さわやか健康教室 要支援・要介護認定を受けていない方で、生活機能が低下していない方	マシントレーニングを中心に口腔・栄養改善につながるミニ講習会 週1回3カ月 最長6カ月まで継続可 会場：いきいき桜川(桜川敬老館)、浜町高齢者トレーニングルーム、ケアプラザあいおい ◎日程などは「区のおしらせ 中央」(8月1日号、11月1日号、2月1日号)に掲載予定	高齢者福祉課 高齢者福祉係 ☎(3546)5334
ゆうゆう講座 要支援・要介護認定を受けていない方で、生活機能が低下している方・していない方共通	「楽しく参加し、自然と介護予防につながる」1回完結型の講座を区内の社会教育会館で実施します。既存の区内サークルなどの紹介も行います。 ◎内容などは「区のおしらせ 中央」(9月11日号、3月11日号)に掲載予定	

◆◆◆◆◆ ひとり暮らしなどの高齢の方へのサービス ◆◆◆◆◆

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
高齢者福祉電話料金等の助成 定期的に安否確認が必要なひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方(世帯全員が非課税)で、近隣に親族がいない方	電話料金を助成するほか、希望者には福祉電話機器(シルバーホンなど)を設置 助成範囲：福祉電話機器設置料・使用料 全額 基本料・通話料(月額 基本料と通話料の合計2,500円まで) 台数など 1世帯につき1台とし、全ての電話会社の料金が対象	
緊急通報システムの設置 ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、身体に慢性疾患があるなど日常生活上、常時注意を要する状態にある方 ◎日中独居の方はご相談ください。	急病などの緊急事態に、ボタンを押すと区が委託する事業者のコールセンターに通報され、救助を受けることができます。希望により火災センサーおよび見守りセンサーを設置できます。 ◎費用負担 月額利用料 緊急通報機器450円、火災センサー50円、見守りセンサー50円(住民税非課税世帯などは無料)	
高齢者あんしんコール事業 ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で要介護1～5の認定を受けていない方	訪問介護ステーションのオペレーションセンターにつながる専用機器をご自宅に設置し、24時間365日体制で相談・支援を行います。 ◎費用負担 1カ月1,100円(低所得世帯に軽減措置あり) ◎身体介護が必要な場合には別途費用が掛かります。	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355
住宅住み替え支援 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯で、自ら住宅を確保することが困難な方	毎月第2・4火曜日に「住み替え相談」を行い、民間賃貸住宅への住み替えを支援します。	
家具類転倒防止器具の取付 65歳以上で寝たきりの状態またはひとり暮らしの方、65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成されている世帯の方 ◎申請は1世帯につき1回限りです。	対象者宅に家具類転倒防止器具を取り付けます。 ◎費用負担 取付費と器具代4個までは1割(住民税非課税世帯は無料)、器具代5個目以上は全額自己負担	
ふとん乾燥サービス ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯の方	ふとん乾燥 毎月1回 ◎費用負担 原則1割(低所得者に軽減措置あり)	
高齢者暮らしの困りごととサポート ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯の方	日常生活でのちょっとした困りごと(専門的な技術を要しないもの)について、シルバー人材センター会員が、出張サービスを提供します(電球の交換、軽い家具の移動、物の上げ下ろし、カーテンの取り換えなど)。 ◎費用負担 1回(1時間以内)200円	中央区 シルバー人材センター ☎(3551)2700
入退院時サポート ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方	病院などへ入院した際、社会福祉協議会の「虹のサービス」の家事援助サービスが利用できます。 ◎費用負担 中央区社会福祉協議会の虹のサービス利用会員(年会費2,400円)に登録した方に、入院時から退院後1週間を対象に年間48時間まで利用可能(48時間を超えて利用した分は1時間800円の利用料が自己負担)	中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 ☎(3206)0603
高齢者食事サービス ひとり暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯のいずれかに該当する70歳以上で、身体状況などにより調理が十分にできない方	昼食・夕食を配達 ◎費用負担 1食につき、普通食410円、エネルギー調整食615円、たんぱく質調整食667円	
友愛電話訪問 ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方	相談員が自宅に定期的に電話または訪問し、孤独感の解消を図ります。	介護保険課 地域支援係 ☎(3546)5379
養護老人ホームへの入所 環境上の事情や経済的事情などにより居家で生活することが困難な高齢者	養護老人ホームへの入所を措置します。 ◎本人および扶養義務者の所得額により、費用負担あり	介護保険課 地域支援係 ☎(3546)6762

◎年齢の記載のないものは、原則として65歳以上の方が対象です。詳しくはお問合せください。

◆◆◆◆◆ 一般の高齢の方へのサービス ◆◆◆◆◆

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問合せ先
敬老大会 5月末日現在区内に住所を有する方のうち、9月15日現在70歳以上になる方	「敬老の日」にちなみ、劇場に招待します(今年は9月7日(月)～14日(月)(土・日曜日は除く)に明治座で開催)。 ◎内容などは「区のおしらせ 中央」(7月1日号、7月11日号)に掲載予定	
敬老買物券 9月15日現在区内に住所を有する方のうち、年度内に75歳以上になる方	区内共通買物券などを贈呈 ◎配布方法などは「区のおしらせ 中央」(9月1日号)に掲載予定	高齢者福祉課 高齢者福祉係 ☎(3546)5334
敬老入浴事業 65歳以上の希望する方(特別養護老人ホーム入所者は除く)	区内公衆浴場および他区協力浴場を1回100円で利用できる敬老入浴証(カード)を交付	
補聴器購入費用助成 65歳以上(本人所得が基準額以下)で、医師が補聴器の使用を必要と認める方(過去にこの助成を受けた方、聴覚障害の手帳所持者を除く)	助成額 35,000円まで	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355
歩行補助つえの給付 65歳以上の歩行につえが必要な方	歩行補助つえを無料で給付 耐用年数は3年。3年未満の再給付はできません。 ◎費用負担 無料	
虹のサービス(区民どうしのたすけあい家事サポート) 高齢や障害などのため、日常生活上の援助を必要としている方	協力会員による、利用会員の自宅や病院、施設での、掃除、洗濯、布団干し、買い物、食事の支度、散歩・通院などの外出付き添い、薬の受け取りなどの代行、話し相手など ◎費用負担 年会費2,400円 利用料1時間800円	中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 ☎(3206)0603
会食と交流事業「ほがらかサロン」 70歳以上のひとり暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯などの方で、日常的に他との交流や外出の機会が少ない方	区内4カ所毎月1回、家庭的な雰囲気の中、食事や懇談、レクリエーションなどを実施 ◎費用負担 1回617円	